

いちびこ代々木上原店 3月22日グランドオープン！



制度上の課題と提言

- ①農業用施設の建設について
- ②農地所有適格法人要件について
- ③新規就農者の農地利用について
- ④新規就農支援制度の在り方について

① 農業用施設の建設について

- 農産物の集荷や農産物、農産物の加工品（酒類を含む）の直売、従業員共用の施設設置にあたり、ある程度の規模の農業用施設の建設が必要。
- これらの農業用施設を建設するにあたっては、農地の転用が必要となるが、借地である中、農地の転用にあたり地権者の了承を得られにくいといった問題が発生。
- なお、農地法により、200㎡以下の農業用施設については都道府県知事等による農地転用許可が不要だが、そもそも200㎡では作業スペースが確保できない。
- 農地の転用を行わねばならない基準も曖昧。現状では農作物栽培高度化施設のみ特例として農地と認められている状況。

【参考条文】(農地の定義、農地転用関連)

○農地法第2条

第二条 この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい…(以下略)

○農地法第43条

第四十三条 農林水産省令で定めるところにより農業委員会に届け出て農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリートその他これに類するもので覆う場合における農作物栽培高度化施設の用に供される当該農地については、当該農作物栽培高度化施設において行われる農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして、この法律の規定を適用する。

○農地法第4条

第四条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事(農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。(中略)

八 その他農林水産省令で定める場合

○農地法施行規則第29条

第二十九条 法第四条第一項第八号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため又はその農地(ニアール未満のものに限る。)をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合 (以下略)

【参考条文】(農業用施設関連)

○農業振興地域の整備に係る法律第3条

第三条 この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。

(中略)

四 耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設(前号の施設を除く。)で農林水産省令で定めるものの用に供される土地

○農業振興地域の整備に係る法律施行規則第1条

第一条 農業振興地域の整備に関する法律(以下「法」という。)第三条第四号の農林水産省令で定める農業用施設は、次に掲げるものとする。

(中略)

三 耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、及び管理する次に掲げる施設(中略)

ロ 主として、自己の生産する農畜産物等又は自己の生産する農畜産物等を原料若しくは材料として製造され若しくは加工されたものの販売の用に供する施設

②農地所有適格法人要件について

- 農地所有適格法人の要件として、非公開会社であることが定められている中、株式を不特定多数に公開するIPOまたはM&AなどのEXIT手法をとることができず、実質的に農業者個人の集まりにすぎない法人がほとんど。
- 農地という固定資産を保有している上に譲渡制限が設けられては、株の流動性は極めて低いとみなされ、他の産業と比較し投資インセンティブが劣後するため、資本市場からの資金調達是非常に難しい。
- 例えば地域に根ざした形で一定の実績を上げた農業生産法人については、増資するタイミングでは株主の議決権要件を撤廃することとしないか。
- 新規就農者の資金調達を円滑に進め、農業分野への投資の活性化を図る観点から、一部の株式については譲渡制限を設けないこととする等、公開会社でも農地所有適格法人とすることはできないか。

【参考条文】(農地所有適格法人関連)

○会社法第2条第5号

五 公開会社 その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社をいう。

○農地法第2条第3項

3 この法律で「農地所有適格法人」とは、農事組合法人、株式会社(公開会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第五号に規定する公開会社をいう。)でないものに限る。以下同じ。)又は持分会社(同法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。)で、次に掲げる要件の全てを満たしているものをいう。(中略)

二 その法人が、株式会社にあつては次に掲げる者に該当する株主の有する議決権の合計が総株主の議決権の過半を、持分会社にあつては次に掲げる者に該当する社員の数が社員の総数の過半を占めているものであること。(以下抜粋して記載)

イ その法人に農地について所有権若しくは使用収益権を移転した個人又はその一般承継人

ロ その法人に農地について使用収益権に基づく使用及び収益をさせている個人

ハ その法人に使用及び収益をさせるため農地について所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転に関し第三条第一項の許可を申請している個人

ニ その法人に農地について使用貸借による権利又は賃借権に基づく使用及び収益をさせている農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に当該農地について使用貸借による権利又は賃借権を設定している個人

ホ その法人の行う農業に常時従事する者

ヘ その法人に農作業の委託を行つている個人

ト その法人に農業経営基盤強化促進法第七条第三号に掲げる事業に係る現物出資を行つた農地中間管理機構

チ 地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会

③新規就農者の農地利用について

- GRAによる新規就農支援事業における研修を修了した者に対し、GRAが賃借した農地を当該新規就農者に転貸することは農地法により農地の転貸が禁止されているため、不可。
- 農地の担い手への利用促進の一環として、新規就農者と農地のマッチングをGRAも担える仕組みを構築してもらいたい。
- 現在、震災により所有地の区割りが確定していない農地は、農地法に基づく利用権の設定ができないため、地権者組合と農業者との契約に基づいた農地利用が行われているが、農地法に基づかない農地利用は、新規就農に関する資金支援制度の適用が受けられないといったリスクが存在する。

④新規就農支援制度の在り方について

- 与信余力が低い個人、法人が新規就農時に新規就農支援制度以外の方法で資金調達をすることは難しい中、青年等就農資金の限度額では、施設園芸の最適最小規模ハウスを建設することができず、独立する場合は極めて生産性の低いローテクハウスなどに限定されてしまう。
- 青年等就農資金以外の給付金・融資制度（スーパーL資金、認定就農給付金等）についても、給付の基準が曖昧だったり、給付の対象が不明確。
- 農業次世代人材投資資金（準備型）については、平成31年度より、公共の農業研修機関である農業大学校とニューファーマーズカレッジの就農研修受講者のみが利用可能となった。これまで給付対象であった、先進農業法人等民間企業の就農研修受講者には給付がおこなわれなくなり、官民の新規就農支援について公平性が担保されない状況。
- 対象となる認定農業者、認定新規就農者の認定基準も曖昧。

【参考条文】

○農業経営基盤強化促進法第12条、第13条、第14条の4、第14条の5、第14条の6

第十二条 同意市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。(以下略)

第十三条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)は、当該認定に係る農業経営改善計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。

第十四条の四 同意市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等(新たに農業経営を営む青年等で農業経営を開始してから農林水産省令で定める期間を経過しないもの(次項第一号において「既に農業経営を開始した青年等」という。)を含み、認定農業者を除く。)は、農林水産省令で定めるところにより、青年等就農計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることができる。(以下略)

第十四条の五 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定就農者」という。)は、当該認定に係る青年等就農計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。

第十四条の六 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第一項、第三項若しくは第四項若しくは第二十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 認定就農者に対し、青年等就農資金(認定就農者が認定就農計画に従つて第十四条の四第二項第三号の措置を行うのに必要な資金で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。)の貸付けを行うこと。(以下略)